

## 株式の分割に関する基準日設定公告

平成25年12月13日

株主各位

愛媛県松山市三番町四丁目9番地6  
株式会社ピーエスシー  
代表取締役社長 相原 輝夫

当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、平成26年1月1日（水曜日）をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年12月31日（火曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成25年12月30日（月曜日））と定めましたので、公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成26年1月1日（水曜日）をもって、当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を13,056,000株増加して、26,112,000株といたします。

---

### お知らせならびにご注意

- 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成26年2月中旬にお届出ご住所にお送り申し上げます。
- 平成26年1月6日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

TEL. 0120-094-777（通話料無料）